

①基準指数（基本）						
区分	保護者の状況			指数		
				父	母	
就労	家庭外労働	月160時間以上の就労		10	10	
		月150時間以上160時間未満の就労		9	9	
		月140時間以上150時間未満の就労		8	8	
		月130時間以上140時間未満の就労		7	7	
		月120時間以上130時間未満の就労		6	6	
		月110時間以上120時間未満の就労		5	5	
		月100時間以上110時間未満の就労		4	4	
		月90時間以上100時間未満の就労		3	3	
		月60時間以上90時間未満の就労		2	2	
	自営業・農業・漁業	月160時間以上の就労		9	9	
		月140時間以上160時間未満の就労		7	7	
		月120時間以上140時間未満の就労		6	6	
		月100時間以上120時間未満の就労		4	4	
		月80時間以上100時間未満の就労		3	3	
		月60時間以上80時間未満の就労		2	2	
内職	月160時間以上の就労		6	6		
	月100時間以上160時間未満の就労		4	4		
	月60時間以上100時間未満の就労		2	2		
その他	求職活動（起業準備等も含む）			1	1	
	就学	大学・短期大学専修大学・高校在学中で日々居宅外で勉強しているもの（職業訓練含む）		5	5	
	虐待・DV	相談所等の報告により認められる場合		10	10	
	家庭の災害	風水害、地震、火災等による家庭の災害の復旧にあたっている場合		10	10	
	疾病・負傷	入院	1ヶ月以上を要する場合		10	10
		通院中・自宅療養	常時安静が必要であり身の回りのことができない		10	10
			他者の援助（介護）がほぼ全部必要である		7	7
	障がい等	1級（身体・精神）、A1（療育）、障害年金1級、特別児童扶養手当1級		10	10	
		2級（身体）、A2（療育）		9	9	
		3級（身体）、B1（療育）、2級（精神）、障害年金2級、特別児童扶養手		7	7	
		4～6級（身体）、B2（療育）、3級（精神）、障害年金3級		6	6	
	介護・看護（常時）	重度障がい者、精神疾患の者等を常時介護・看護（同居親族）		8	8	
		重度障がい者、精神疾患の者等を常時介護・看護（別居親族）		4	4	
軽度障がい者等の常時介護・看護（同居親族）		6	6			
軽度障がい者等の常時介護・看護（別居親族）		2	2			
妊娠・出産	産前8週間から出産後8週間			10		
②基準指数（加点・減点）						
区分	条件等			加点・減点		
児童の状況	（要保護児童など）	家庭子ども係等からの報告により加点が必要と認められる場合 （要対協で名前がある方など）		20		
	特に保育が必要と認められるもの					
世帯の状況	ひとり親家庭（母子・父子家庭）	離婚調停中も含む		10		
	生活保護世帯			5		
	障害児	加配が必要とされる児童（加配が可能な施設に限る）		10		
	多子世帯	就学前の児童が3人以上いる場合		2		
	兄弟児が保育を受け、または受けようとする場合で同一保育所等の利用を希望 （例 在園の兄のところに、新規で弟が入園希望する場合など）				10	
その他	保護者が市内保育・教育施設及び放課後児童クラブの保育士等として勤務される場合			10		
	保護者が市外保育・教育施設及び放課後児童クラブの保育士等として勤務される場合			5		
● 上表における就労時間には通勤時間及び休憩時間は含まないものとする。						
● 父母それぞれの指数を合算し基準指数とする。ただし、ひとり親家庭にはあてはめる基準指数を2倍した指数とする。						